

社会福祉法人 六華会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
4	実地	法人の定款について、法人ホームページ又は財務諸表等電子開示システムにより、インターネットで公表すること。 【法第59条の2第1項、規則第10条】	監査での指摘を受けて、令和4年10月に財務諸表等電子開示システムによりインターネットで公表しました。	R4.9
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—

「実地」…実地による監査を実施  
 「書面」…書面による監査を実施  
 「未実施」…監査の周期(3~5年に1回実施)に該当しない年度  
 「延期」…特別な事情により延期した場合  
 「中止」…災害等により延期